

# 熊本県公報

号外 第46号  
平成14年12月25日(水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則
- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) 1
  - 熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 4

### 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - (1) 技能労務職給料表の改定等(第3条及び第5条関係)
    - ① 国家公務員の給料月額に準じ、別表第1の給料月額を改定することとした。
    - ② 給料月額に改定に伴い、別表第4の調整基本額を改定することとした。
  - (2) 特例一時金(附則第3項関係)
    - 特例一時金を廃止することとした。
  - (3) 附 則
    - ① 施行日
      - 平成15年1月1日から施行することとした。
    - ② 給料の切替え等
      - この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の適用を受ける職員の例によることとした。
- ◇熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
  - (1) 期末手当及び勤勉手当の手当基礎額に係る加算割合が100分の5の職員として、別表の第3号に再任用職員を加えることとした。
  - (2) 施行日
    - 平成15年4月1日から施行することとした。

## 規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成14年12月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第87号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。  
附則第3項を削る。  
別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 技能労務職給料表

職員の 区分	号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
		円		円
再任用 職員以 外の職 員	1	128,700	26	287,800
	2	132,500	27	293,300
	3	136,700	28	298,700
	4	141,400	29	304,000
	5	146,200	30	309,000
	6	152,200	31	313,700
	7	158,300	32	329,100
	8	165,800	33	336,700
	9	172,600	34	343,800
	10	178,600	35	350,900
	11	184,600	36	357,100
	12	190,500	37	363,200
	13	196,500	38	369,200
	14	202,500	39	374,900
	15	208,700	40	380,200
	16	215,100	41	385,200
	17	228,800	42	389,700
	18	235,800	43	394,200
	19	242,700	44	398,400
	20	249,900	45	401,700
	21	256,700	46	407,600
	22	263,600	47	411,100
	23	270,300	48	414,500
	24	276,500	49	417,900
	25	282,300	50	421,400
再任用 職 員				231,000

別表第4を次のように改める。

### 別表第4(第5条関係)

#### 調 整 基 本 額 表

職員の区分	号 給	調 整 基 本 額
再任用 職員以外 の職員	1	5,791 円
	2 ~ 7	5,900
	8	7,461
	9 ~ 10	7,500
	11 ~ 13	8,100
	14 ~ 16	8,700
	17 ~ 31	9,300
	32 ~ 50	10,300
再任用 職 員	8,700	

備考 この表中「2~7」等とあるのは、「2号給から7号給までの号給」等を示す。

附 則

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員の例による。

---

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第88号**

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年熊本県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（給与規則第4条第8項に規定する再任用職員を除く。）」を削る。

別表の第1号中「に在職する職員」の次に「（給与規則第4条第8項に規定する再任用職員（第3号において「再任用職員」という。）を除く。次号において同じ。）」を加え、同表の第2号中「前号」を「熊本県職員等の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員」に改め、同表の第3号中「を除く。）」の次に「及び再任用職員」を加える。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。